

## 米ドル定期自動入金サービス約款

### (約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様と株式会社 SBI 証券(以下「当社」といいます。)との間で行う取引にあたり利用する、住信 SBI ネット銀行株式会社(以下「住信 SBI ネット銀行」といいます。)の提供する「即時口座振替サービス」(住信 SBI ネット銀行のお客様銀行口座から資金を引き落とし、当社のお客様証券口座へ即時に振替えるサービス)を利用した銀行引落による決済サービス(以下、「本サービス」といいます。)に関する権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

### (申込方法)

第2条 お客様は、本サービスの利用をご希望の場合、当社が定める方法により申込みを行うものとします。

### (利用制限)

第3条 本サービスは、お客様の当社証券口座名義と、本サービスを通じてご指定いただいた住信 SBI ネット銀行の口座名義が同一である場合に限り、ご利用になれるものとします。

### (口座確認に関する同意)

第4条 お客様は、本サービスお申込の際に、前条に定める事項に関し、当社がお客様の当社証券口座名義を住信 SBI ネット銀行に提供し、住信 SBI ネット銀行にて口座名義が同一であることを確認することにつき同意するものとします。

### (本サービスによる引落)

第5条 本サービスの引落については、以下に定めるところによるものとします。

- (1) 引落設定日は任意の日付を毎月最大5日間設定可能
- (2) 引落設定金額は1日あたり10米ドル以上1セント単位で、最大10桁米ドル
- (3) 毎営業日23:55~翌0:30頃まではメンテナンスのため設定不可
- (4) 入金タイミングは設定日当日となり、0:00頃より順次当社へ入金処理を実施
- (5) 設定日が非営業日または存在しない月(29日~31日がない月)の場合、翌営業日に入金処理

### (買付代金への充当)

第6条 当社は、お客様の証券総合口座に入金した米ドルを、原則としてお客様の指定するお取引の買付代金に充当できるものとします。

### (申込内容の変更および停止)

第7条 お客様は、当社所定の手続きにより本サービスの申込内容の変更および停止を行うことができます。

### (引落および引落請求の停止)

第8条 住信 SBI ネット銀行の口座残高が引落金額に満たなかった場合、お取引制限付きの重要なお知らせを確認・同意いただけていない場合、第14条に規定するシステム障害が発生した場合等においては住信 SBI ネット銀行からの引落を行わないものとし、当社 WEB サイトのお客様口座のメッセージボックスへ引落停止となった旨を通知いたします。また、これらの場合には当該設定日の入金処理は当社では原則として再度実行しな

いため、本サービスを利用した米ドルの買付余力を想定したお取引を予定されていたお客さまは、ご自身で別途の入金手続きを行う必要があります。

2. 当社は、次の各号のいずれかに該当した場合には、本サービスによる引落請求を停止するものとします。
- (1) 前項の理由により引落が3回連続入金エラーとなったとき（ただし、システム障害によって引落不可となった場合は連続入金エラーの回数にはカウントしません。）
  - (2) お客様が、所定の日までに当社所定の手続きにより引落の停止を申し入れたとき
  - (3) 引落が住信 SBI ネット銀行所定の事由により不可とされたとき
  - (4) 引落が当社所定の事由により不可とされたとき

(引落請求の再開)

第 9 条 お客様は、前条により引落請求が停止された場合、当社所定の手続きにより引落請求できるものとし、当社が承諾した場合に限り再開できるものとします。

(組み戻し)

第 10 条 お取引制限等により入金処理ができなかった場合、お客様にて組戻しをお願いする場合があります。その場合の組戻し手数料はお客様のご負担となります。なお、組戻しは返金されるまで時間を要する場合があります。

(届出事項の変更)

第 11 条 お客様は、当社および住信 SBI ネット銀行への届出事項に変更があった場合は、速やかに届出るものとします

(サービスの終了)

第 12 条 本サービスは以下のいずれかに該当したときに終了するものとします。

- (1) お客様が当社所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合
- (2) お客様が本サービスを利用する資格を喪失した場合
- (3) お客様が第 15 条に定める本約款の改正に同意されない場合
- (4) やむをえない事由により、当社が本サービスの解約を申し出た場合
- (5) 当社が本サービスを営むことができなくなった場合

(他の規定等の準用)

第 13 条 この約款に定めのない事項については、当社が定める「総合取引約款」、その他の規定、約款により取り扱うものとします。

(免責事項)

第 14 条 当社は、本サービスの提供にあたり、その時点での技術水準に最善を尽くしますが、障害が生じないことを保証するものではありません。天変地変、通信回線やコンピュータなどの障害によるシステムの中断・遅滞・中止などの障害、データへの不正アクセスにより生じた障害、その他本サービスに関してお客様に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

(約款の変更)

第 15 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要を生じたときは、民法第 548 条の 4 の規

定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

以上

(2022 年 6 月)